

司法修習生に対する支給等一覧

	現行（貸与制）		旧（給費制）	
	65期～		～現行64期 新60～64期	
	貸与金（基本額） 月 23万円		給与（本俸） 月 20万4200円	
修習開始				
	転居あり	転居なし	転居あり	転居なし
旅費（居住地 → 実務修習地） ※ 修習初日のみ	支給	支給 ※	支給	支給 ※
移転料*（居住地 → 実務修習地） * 引越代相当額（以下同じ）	支給	—	不支給	—
	〈67期（平成25年11月）から支給開始〉			
分野別・選択型実務修習中				
通所費（自宅 ↔ 修習場所）	不支給		支給（通勤手当）	
家賃			支給（住居手当）	
社会保険	国民健康保険等		裁判所共済組合	
集合修習への移動				
旅費（実務修習地 → 和光市）	支給		支給	
移転料（実務修習地 → 和光市）	—		—	
集合修習中				
通所費（自宅 ↔ 司法研修所）	不支給		支給（通勤手当）	
家賃・寮費			支給（住居手当）	
社会保険	国民健康保険等		裁判所共済組合	
日額旅費	不支給		支給	
他の移動関係				
A班の集合修習から実務修習地の旅費 （集合修習 → 選択型実務修習）	支給		支給	
B班の集合修習から実務修習地の旅費 （集合修習・二回試験 → 修習終了）	—		支給	

（給与額は新64期のものを記載した。）

